

中小・小規模事業者、個人事業主向け支援制度

対象となる経費や要件、補助金額など各制度の最新情報をホームページにてご確認ください。

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取り組みや、販路開拓とあわせて行う業務効率化などを支援。インボイス特例により上乘せあり。

対象者：小規模事業者等 ■小規模事業者持続化補助金事務局 TEL 03-6632-1502



【IT 導入補助金 2023】

中小企業、小規模事業者が新たに生産性向上に貢献する IT ツールを導入する際に支援。IT 導入支援事業者が事務局に登録し、認定を受けた IT ツールのみが、IT 導入補助金の補助対象となる

対象者：中小企業・小規模事業者等 ■サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター

<ナビダイヤル> TEL 0570-666-424

<IP 電話用> TEL 042-303-9749



【事業再構築補助金】

新分野展開、業態転換、事業・業種転換などに取り組む事業者を支援。経済産業省が示す事業再構築指針に沿った 3~5 年の事業計画書を策定し、認定経営革新等支援機関等の認定を受けていること。

対象者：中小企業及び中堅企業等 ■制度全般に関するコールセンター

<ナビダイヤル> TEL 0570-012-088

<IP 電話用> TEL 03-4216-4080



【ものづくり補助金】

中小企業等による生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うためのプロセスの改善を行うための設備投資を支援する補助金。

対象者：中小企業者等 ■ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL 050-8880-4053



【朝倉市エネルギー等高騰対策事業者支援金】

エネルギー価格高騰の影響を受けた朝倉市内事業者の負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した支援金。

<支援対象経費>

下記の①及び②に該当する経費（他社への販売を目的として購入したものを除く。）

① 光熱費…市内事業所で使用された電気及びガスに係る費用

② 燃料費…市内事業所で使用されたガソリン、軽油、重油及び灯油の購入に係る費用

<支援の額>

1 事業所当たりの支援金上限額 30 万円（千円未満切り捨て）

令和 4 年 11 月から令和 5 年 3 月までに市内事業所で使用したエネルギー（電気、ガス、ガソリン等）の使用量に、支援対象経費の種別ごとに設定した上昇単価を乗じて得た額の合計額の 2 分の 1 について支給

<申請期間>

令和 5 年 7 月 1 日（土）～令和 5 年 10 月 2 日（月）

<申請書等（様式）の入手方法>

市のホームページからダウンロード。ダウンロードできない場合は、朝倉商工会議所窓口でも入手可能。

<申請方法>

朝倉市商工観光課窓口申請書等を提出。

<問い合わせ先>

朝倉市農林商工部商工観光課商工労働係 TEL 0946-28-7862

